

横井利彦兄

昨晚この動議が提出ま可決(まじ)され、ヒリあえず小委員会をもうけて調査することになりました。

十一月二十二日開催される全日本山岳連盟評議員会
に提出する緊急動議

石岡

議題

昭和三十一年六月二十三日、日本山岳会前関西支部長 篠田軍治氏に対する岩稜会石原
国利氏の告訴に關する事件の解決への要望について

提案理由

標記の告訴事件は登山界にとって不祥事であるが今となっては当事者において円満に解
決され、告訴が取り下げられることが望ましい。しかるに右事件に關しこれまでに公表さ
れた、昭和三十一年十月発行の岳人一〇二号新保正樹氏の記事と十一月十一日三重県山
岳連盟の声明とは対立している。このままでは解決の望みは少ない。一方報道機関はこ
の事件を大きくとりあげ社会的にも問題となつて居るので当局がこれを軽視するとは考
えられず、このまま放任され、は法廷斗争という登山界にとつてもより大きな不幸をみ
る可能性が強いと思はれる。又当事者以外のこのような対立が登山界に存在することも

(1)

(2)

もとより好ましいことではなく、早期解決が望まれることはいうまでもない。告訴者たる石原国利氏を支持する岩稜会の見解は「話し合いによる解決はもとより可能であり、又当方にあやまりのあるときは卒直に陳謝申上げる」というものであって、解決は困難でないと考へられ、一方この対立を円満に解決さすべき役目は全日本山岳連盟が最適と考えられるので、登山界社会の明朗化のため連盟が標記事件解決への努力を議決していただくことを要望する。

岩原資料

- (一) 告訴状並に告訴と同時に発表された岩稜会の見解
- (二) 告訴をとりあつかった報道の模様
- (三) 岳人一〇ニ号に発表された新保正樹氏の記事
- (四) 三重県山岳連盟声明(昭和三十一年十一月十一日発行)

(四) 三重県山岳連盟 声 明 (昭和三十一年十一月十一日発表)

昭和三十一年一月二日、前穂高岳東壁で起きたザイル切断墜死事件並びに、昭和三十一年六月二十三日、当時、日本山岳会関西支部長であられた篠田軍治氏に対する岩稜会石原国利氏の告訴事件は登山界にとつても、社会にとつても誠に遺憾な事件であった。今後再びこのようなことが起きないよう原因が追求され、反省さるべきところには反省がなされなくてはならない。我々はそういう意味でこれらをつぶさに調査してきたのであるが、ここにはからずも後に示す九項目の疑向にぶつかったのである。

これらの疑向が関係者によつてどのように解答されるかは知らないが、おそろく以下示す二つの誠に重大な疑惑につながつていくものと確信する。

①生命に關する品物を取扱う人々には、危険防止のための万全の注意義務が課せられている。この義務は、大衆の生命が守られるべき根本のものであることはいうまでもないが、近時、悲惨な事故頻発の原因は、この不足によるものとみられ、この昂揚がますます強調されているところである。しかしながら、これら九項目の疑向が示すところは、注意義務の昂揚どころか日本を代表するような大メーカーが、この義務を全く無視して

てまで、自己を不当に有利にしようと試みている顕著な例と考えざるをえないものである。従つてもししかかる疑惑が事実とすれば人道上、商業道徳上、誠に許しがたいものであり、単に大衆の安全が保たれないのみならず、目下の大切な時に世界市場から日本メーカーの信用を失う結果にもなりかねないものである。何となれば万年筆のように人命に關しないものでし、日本メーカーには商業道徳上の非難がある時に、ましてや生命に關する品物についてのこのような行為はそれとは本質的な違いがあり、これがもたらす結果は、はかり知れないものがあると思われるからである。

②これらの疑念が示すものは誠に残念なことではあるが学者が学者としての立場を忘れ眞実をおかし、人命尊重の精神を犠牲にしてまでも、メーカーを不当に有利にしようとしておるといふ結論に、みちびかれていかざるをえないところのものである。もとよりかかる行為は、社会の最大の不幸と見るものである。なんとすれば、社会における唯一の絶対性、客観性をもつものともなされておる学者が、もしも不正に利用される時は、もはやこの不正を追、求する方法はなく、不正は横行し、社会は戦慄すべき状態となるにちがいないからである。

要するに上記二つの疑惑は大眾を生命の不安においおとし、社会の秩序を根底からくつがえすものであつて絶対に黙過出来ないものである。しかしてこのような恐るべき事態から社会が救われるためにはこれらすべてが明らかにされることによつて嚴に批判され、岡原者において、今後再びかかることのないよう充分な反省がなされる以外に道はないと考えられる

我々は次にこの疑惑の根柢となつた九項目の質向を提出する

日本山岳会関西支部長大阪大学教授藤田軍吉氏に対する質向

(1) 昭和三十年四月二十九日愛知県蒲郡市東京製鋼株式会社内で、貴殿御指導のもとに行われたザイル（登山綱）に關する公開実験は、その内容が昭和三十年一月二日前穂高岳で発生したナイロンザイル切断による不可解な墜死事件の死因鑑定とザイルの性能に關し登山者の危険を防止すべき重大な意味をもつていた事は、公開実験に立合つた多数の新宙社、登山家の發表をみても明らかであり、又貴殿が実験前既に言明されたことでもあります。従つて、かゝる重大な意味をもつ公開実験においても観衆が誤つた見解をもつときは、死因については関係者に犯罪容疑者としての迷惑を与え、ザイルの性能については一般登山者に生命の危険というはかり知れぬ迷惑を与えることになるといふことは言をまたないところであります。従つて貴殿は実験を進められるにあつて、観衆かかりにも誤解をもつことのないよう充分な御配慮が必要であつたといふことは申すまでもありません。換言すれば、貴殿はこの実験前に、貴殿御指導による公開されておかない実験等によつて正しい死因とみよされる

のがナイロンザイルの重大な欠陥に基くものであることを既によく御承知であつたのでありますから該公南の実験ではその矣を誤りなくお伝えにならなければならなかつたのであります。しかるに貴殿は、実験にあつてその矣には言及されず、且つ実験には誠に不都合な実験装置即ち、外觀は死因の向題矣、即ちザイルの性能について向題となつてゐる矣を明らかにするのに相応しい装置であるかのように見えながら、実際には貴殿の確信される御結論に対し全く逆の結果しかあらわれないう実験装置を使用して、ザイルの性能に關する向題矣の実験とか、墜死事件の現場條件の再現をされました。一方この実験の模様を報じた新聞記事や文献の内容が、貴殿が確信される御結論と全く逆になつてあらわれ、そのため今回の事故の死因について関係者に重大な迷惑とザイルの性能について登山者の生命にかかわる誤解がおきたのであります。我々は事態をかくあらしめた原因はひとえに貴殿の公南実験によるものと考へるのであります。

国民の模範とすべき学者である貴殿の御行動は今後に影響する所が大でありますので、貴殿には蒲郡での公南実験について以上の疑問についてお答え下さい。

(2) 貴殿は昭和三十一年十一月十八日岩稜会の代表等と会見されましたとき、「蒲郡の公南実験は強い方の実験であつて、弱い方の実験結果は発表しなかつた」と説明され(註1)更に「ナイロンザイルは強い岩角でも強い」と報じた新聞社、実験立合人を整卒だと説明されたそうですが、強い実験のみをみせたといわれながら「強い」と報じたのがどうして整卒なのか、又岩角に重大な欠陥のあるザイルが岩角の実験で強いとはどういふことなのか御説明をお願いします。

註1 この会見のとき後述の新保正樹氏が同席されましたが、同氏の岳一〇二号の記事中「ナイロンの良い面、悪い面を示す実験が錯綜した」という文章がありますがこのことを意味するものと考へます。

註2 後述(5)の山日記の「優れた点だけが強調されるので注意しないと万能と誤る」との記事をこれにあてはめれば、新聞記者、実験立合人は注意能力が足りなかつたことになり、たとへそのために生命を失う登山者が出てもしその責任は新聞社、立合人の軽率さにあることになります。要するに注意義務を無視されることゝが妥当となれば殺人も正当となります。

(3) 同上の会見において岩稜会から「現在の登山界には、ナイロンザイルについての誤解があるから遭難防止のために早急にその誤解をとり除いてもらいたい」との主旨を文書並に口頭でもってお願ひしたことに對して、貴殿はその必要を認め、それを約束されながら、十二月二十日岩稜会に出された御書簡では「今後ザイルを売る際には使用者が使用法を誤らないように十分な対策を立てる事はメーカーとしても認めている」と言われていますが、これによれば貴殿は、登山者の現在の危険はあつてもかまわなうと考へていられるように我々はうけとらざるを得ません。もしそうであるとすれば、登山家として、又學者としての貴殿のかかる御態度はいかように解釈すべきなのか、この点の御説明をお願ひします。

(4) 貴殿の御執筆に於る昭和三十一年山日記(むつとと雄威ある文獻)四十一頁では、九〇度の岩角での衝撃テストで、ナイロンザイルは麻ザイルの約四倍強いと詳細な実験データを示していられるが、これは岩角の丸い時のデータであつて普通岩山に見られるような角の丸くない岩角にはあてはまらないと思ひます。(前記十二月二十日岩稜会に出された御書簡には、ナイロンザイルならばどのザイルでも事故のおきた條件即ち約九〇度の岩角支点での約五〇度の墜の墜落で切れるであろうと書かれており又それを裏付ける岩稜会の実験を正しいと認めてみます。)

即ちこのデータを岩角が丸いという但書きを明記せずに発表されることは、登山者にとって危険がありはしないかと考えます。貴殿がもし山日記の記事に、登山者に危険をもちらす可能性のあるよ

うなあいまいな臭が少しでもあると考えられたら、そのような誤解の起らないように書かれるべきであり、まただちに山日記を訂正さるべきであると考えます。この臭お答え下さい。

(5) 同じく山日記四十五頁に於いて、貴殿は「合成繊維のザイルのようなものは向題である。新製品が出た時には、褒めた臭だけが強調されるので注意しないと万能のように思いがちである。要は欠臭を熟知することである……」と記されているが、生命の危険を伴う欠臭のある品物が、かりそめにも万能の印象で売り出されることがあつてはならないと思ひます。即ち生命に關する品物では、誇大宣伝と注意能力との競り合いがあつてはならないと考えます。一般の品物であれば、注意能力が不足していても、その品物を買つて損をするだけでありませんが、生命に關わる品物の場合は、生命を失ひ取返しがつかないと考えます。然るに貴殿の表現には、生命に關わる品物について「誇大宣伝と注意能力との競り合いを社会の現状止むを得ないこととして認められてゐるかひようなひびきか我々には感ぜられます。山日記という最も権威ある文獻の中で、もしもこうした受取り方が出来るものとすれば、そうでなくて「注意義務が軽視されがちな社会の現状にかんがみ、注意義務意識の昂揚を阻害することとなり、他のことと異つて放任することは出来ない」と考えます。此の臭御説明して頂き、貴殿においてもしもそうした疑を感ぜられたら山日記の記事を訂正して頂くようお願いいたします。

(6) 貴殿は四月二十九日の蒲郡の表示に關する岩濑会々員石原国利氏の名譽毀損による告訴に關し、新宙社に対し「これは純学問な問題で学会で発表し（三十年十月）政文で発表（三十一年）してあるから責任はない」という意味のことを言われているようですが、かりにそれらの内容が正しいものであつたとしまして、我々には次の臭が理解出来ません。即ち事故発生当時万能であると信じられていたナイロンザイルが三本もあつてなく切れ、ザイルに欠臭があるか否かが論議され、現に生命の危険状態にあり動揺してゐるのは、日本の登山家であり、従つて日本山岳会關西支部長であり

二の向題の解決に乗り出された貴殿は、これ等日本登山家の危険を防止するよう御努力せねばならぬことは当然だと考えられますのに、貴殿はザイルの重大な欠点を発見されず、それを日本の登山家に発表されず、しかも社会に向つての大切な公開実験では、ザイルの重大な欠点を全く見あやまるような実験をされ、他方登山家には餘のない学会の席とか、日本人には読めないような改文で事実を発表される。一体これで日本の登山家の不安が完全に解消されるとお考えでありましょうか、無論、改文で発表されることも大切とは考えますが、何故にます日本登山家にこそ何をおいても真実を伝えられるべく努力されなかつたのでしょうか。この点を御説明下さい。

東洋レーヨン株式会社に対する質問

(ウ) 貴社発行のパンフレット「ナイロンと産業」の五頁には、命の綱として電線工夫の安全 帯について、ナイロン帯の優秀性を述べ、金属性の析のガガサの縁としすれ合う試験で、普通の帯の三倍も強いと書かれています。しかし三十年一月二日の墜死事件直後に、篠田教授指導のもとに貴社研究室でなされた三角ヤスリでの「コスリツケ」の実験では、事故ザイルは従来の麻ザイルの二十分の一の強度しか示されてなく、事故ザイルはザイルとして不適當だと結論されています。事故直後に不適當だと結論されるようなものをどうして優秀ザイルとして宣伝されましたか。又この両実験の差はどこにあるのでしょうか。生命に關する品物では品物の優れた点と共に当然欠点も強調するべきであるとは考えられませんか。又貴社は上記ヤスリの実験によつてナイロンザイルの重大な欠点という登山者の生命にとつて誠に大きな事実を発見されておきながら、これを発表されず、しかも三十一年九月十日、日本山岳会発行の山岳者49号の表紙の裏には、ナイロンザイルの宣伝を何んの恒書もつけずになされたのはどういふわけでしょうか。上記について御説明をお願いします。

(註) 例えは東洋レーヨンの宣伝のため欠点を知らずに使つて墜死しても篠田氏の山日記(5)によれば新製品が出た時には、優れた点のみが強調されるものだ、要は注意が足りず、軽卒だとされてし

しまう可能性が考えられます。これは前穂高岳で墜死した若山君の場合にもあてはまります。

東京製綱株式会社に対する質向

(8) 雑誌「山と溪谷」193号(昭和三十年七月発行)で、昨年北アルプスで三回も切断事故を起したナイロンザイルは、その後メーカーの東京製綱でも科学的テストを行って保証していると書かれています。一方事件直後、岩稜会から提出されたナイロンザイルに対する疑惑として「岩山では、岩角は丸くなく角が立っているが、そういう場合にナイロンザイルは麻に比して弱いのではないか」ということは新聞にも(三十年一月)雑誌にも(三十年三月)発表されました。その後三月二十四日貴社と東洋レーヨンとは全岳連及び山と溪谷を通じて「詳細なデータがあがるまで一時使用を停止された」と発表されましたが、前記の「山と溪谷」七月号の記事は、ナイロンザイルが岩稜会の場合でも強いということが、科学的テストによって保証されたという意味にうけとれます。又三十年七月二十八日兼那で日本繊維学会関係者約五十名の前で岩角実験をされたナイロンザイルの優秀性を示された。当時、貴社では既にナイロンザイル、特に事故を起した8ミリザイルはザイルとして使用出来ないことを承知されているはずであり、さすがに何故このような実験をみせられたか、又三十年十一月十日発行の「積雪期登山」では、貴社の両宮氏は「ナイロンザイルは非のうちどころがない」という助言を与えておられるようであります。又前記科学的テストを行って保証されているはずのナイロンザイルのうち例えば明神岳で切れた9ミリナイロンザイルを貴社はいつのまにかザイルと呼はず補助綱と呼んでおられます。又貴社の高柳氏は、三十一至三月十九日のスポーツ日本新聞で「事故の原因は、ナイロンの誇大宣伝を信じすぎその後指摘された欠点を誰れもが知らぬからだと思う」と言ってみえますが、欠点はいつ指摘されましたか、又生命にかゝる欠点を誰れもが知らぬ様な状態で指摘されるとはおかしいではありませんか(篠田氏の改文発表と同一傾向と思えます)ザイルの製作取扱にあっては当然万全の注意義務がはらわれているはずのメーカーとして、以上の諸点を説明されたい。

(9) 岳人102号「登山とプラスチックの装備」の著者新保正樹氏に対する質由

雑誌岳人102号(昭和三十一年十月発行)36頁「ナイロンザイルについてはヒマラヤや南極の如き岩場の殆んどない地帯ならばとしかく、内地の岩場での使用は絶対に避くべきで、鋭い岩角で急速にスリッパすると、融解を伴って人向の体重で切断することがあるようである。……この尊い犠牲を無にすることなく岩場でのナイロンザイルの使用を徹に慎んでいただきたいと思うし同じく37頁「その当時はナイロンザイルは切れるはずはなく、岩稜会の使用法を否とする風潮が圧倒的であると共に実験結果もナイロンの良い面と悪い面と互に反対の結果が錯綜したため、誤解は誤解を産み岩稜会より篠田氏の発表を否とする印刷物、新聞記事および法的処置が行われたことは我が山岳界の不祥事であり、一日も早く良識をもって、かゝる不祥事が撤回され、……と記されてあります。貴殿は「ナイロンの良い面と、悪い面の互に反対の実験結果が錯綜したため、誤解は誤解を産んだ」といわれていようであります。誤解とは①貴殿の「墜死の原因は、ナイロンザイルの知られざる欠陥である。ナイロンザイルの岩場での使用は禁止すべし」という結論に対して、新聞社、雑誌社の発表した「ナイロンザイルは鋭い岩角にも強く、死因は同行者の発表以外にある。」という誤った見解と②岩稜会がそれを見て篠田氏の犯罪行為と考えてしまったという誤った見解のことだと考えます。これについて私の見解を述べます。

まず①についていへば申すまでもなくこの誤解は、死因に関するものであり、当時の事情として原告に犯罪容疑者としての疑惑を与える性質のものであります。一方これは生命に關する誤解であつて、正に致命的であります。何となれば危険防止は誤解がおきこまつてからではもう遅いからであります。

次に、何故このような誤解が産れたかを考えてみます。貴殿は、それはナイロンの良い面と悪い面の実験結果が錯綜したたのだといわれますが、このような重大な問題については権威のなり一般の人

又はメーカーとか使用者という一方の色のついてゐる人の実験結果というものは問題にされませんので、どうしても当時の最高責任者の裏付だけが問題にされます。又生命に關するものでありますからその最高権威者がもしも欠点があることとこといわれ、は、欠点がないというような誤解が産れるようなことは絶対にないと考えます。換言すれば、このような登山者の生命に關する重大な誤解が、新聞雑誌に大きくとりあげられるためには、最高権威者の、それ以外に解釈の出来ないうような裏付があったからだと考えられます。さて、実情はどうでありませうか。

貴殿もいわれるように、当時岩壁会によつて事件直後に「ナイロンザイルは鋭い岩角に弱く、ザイルの切断はそのためではないか」という疑問が提示されていまして、ナイロンザイルは切れるはずがなく事故の原因は、同行者の使用法のあやまり、ザイルをアイゼンでふみつけた、ザイルの結び目がとけたのであつて切れたのではない等であるという風潮が圧倒的でありました。こういうとき、貴殿の恩師である藤田教授は、実験により貴殿の申されてゐる結論即ち、ナイロンザイルの重大な岩角に対する欠陥と、死因がそこにあることを確信されたのであります。当然藤田氏は、日本山岳会関西支部長として、學者として又この事件の究明に乗り出された方として死因という社会にとつて重要な意味をもつ事項を明らかにするために、又登山者の危険を防止するために、早急にこの事実を發表するべきであつたと考えます。又もしそうされればこのような怒るべき誤解は絶対に産れるはずはなかつたと考えます。しかるに、藤田氏はこれについては全く言及されず九〇度、四十五度という岩角を使つて、しかも自己の結論と全く逆の結果を示しつつある公開実験を黙つて行われたのであります。新聞記者、立会人が重大な誤解をおかしたのも当然と考えます。(中部日本新聞の記者は「自分の目でたしかめ、周囲の人々にもきいてあの記事を書いたのであり、それを藤田氏が新聞社は軽率だといわれたとすれば、実にけしからん」といっています)

藤田氏は当然そのような実験を中止して既にまつておられた結論を誤りなく伝えられるべきであつた

と考えます。これは人道上当然すぎることを考えます。何故黙つていられたのでしょうか、人道に黙つておられるはずがないのに黙つてみえなという事実、その疑いこそが篠田氏の犯意（自分がこういふことをやればそれがどういふことになるかという結果の認識、これは常識でわかるにちがいないのに、それでしわから反いという場合は犯意は反いことになりませんがそのかわり精神鑑定を必要とします）と背後にあるいまわしい關係を最も確かに物語つておるとはいえなでしょうか。

次に②の誤解について貴殿は、誤解が生じたことを向題にせず、岩波会の態度を不祥事といわれ
ています。通常誤解の中には、向題にするほどのこともないような誤解が多いことも確かです。しか
し、誤解そのものが犯罪とみなされることもあると思ひます、例へば刑法第百七十一條（法律により
宣誓したる鑑定人虚偽の鑑定を為したるときは三月以上十年以下の懲役に処す）とあるのは故意に誤
解をおこさせた場合にあってはまります。蒲郡での公南実験の場合、篠田氏は正規の鑑定人でなかつた
というだけで、その影響効果は正規の鑑定の場合とかわりません。即ち誤れる死因の発表について、
同行者が犯罪容疑者（早稲田の岡根氏が化学に書かれたように、同行者は自分の罪をメーカーに
すりつけようとして、切れないサイルが切れたと称してメーカーの信用をキソンしたという刑法二三
三條容疑及び切れないサイルが切れたことに關しての当然おさてる重大な醜行容疑）としての疑惑
をうけたことは当然であります。これがどうして向題にならない誤解でその誤解の解消を求むる行為
が不祥事なのでしょうか。

御説明をお願いします（例へば悲慘なミルク事件の原因がミルクに砒素が入っているかどうか、
向題のときに、この事件の最高権威者が砒素の入っている事実を知りながら向題のミルクで砒素検出
の実験装置を使つて砒素が入っていないという実験を社団法人、専門家の前で公南されたとします。そ
のためヒ素が多量に混入しておつて絶対にのんではいけないという毒入りのミルクに「砒素が入つて
いる」ところが従来よりも遙かに安全である」といふ恐るべき誤解が生れたとします。この誤解が純学

向的な問題であるからとして問題にならずにさういう学者は不都合だということの方が向題だということと同じと考えます。要するにこの重大な誤解の原因は蕭邵実殿その他での篠田氏の態度並にメーカールの行動にあることは明らかでありますのに篠田氏は登山界に対してその誤解を訂正されようとして九月七日丁Aの小集会での発表でもナイロンザイルの重大な欠点が目でわかる実験結果には全くふれられておりません。又前述のようにこの重大な誤解を早く改めたいという岩稜会の再参の折衝において池、篠田氏は言を左右にして何ら誠実ある態度を示していません。岩稜会の行為には若干の行過もあつたかも知れませんが貴殿のいわれるような岳界の不祥事の原因が岩稜会にのみあつたことだけは各種の資料を検討の結果我々は確信出来ることでもあります。

なお一例ですが当時、朝日新聞記者V氏は「岩稜会の面会申込に対して学者であり公務員である篠田氏が会われないのはおかしい。国民の自分に對する重大な疑問なら聞くべきである。まして自分にやましか所がなければ当然会うべきでそれを公務員忙であえないとはおかしい。事のよしあしにかかわらず以後の責任の一部は篠田氏の態度にあるといえる」といわれたことも岩稜会の正当な態度を推定するに足るものと信じます。

更に岩稜会は最後の手段として告訴時効ぎりぎりの日にたつてはじめて犯罪容疑者としての嫌疑をうけた石原の告訴を許していることも又右の事実を裏書きするものとは考えられないでしようか、それに貴殿が岩稜会の態度は岳界の不祥事と一方的に結論を下していられるのはどういわけでしょう。何故誤解の原因を追求されないのでしょうか。又貴殿は新聞に出たことを不祥事といわれますが新聞社は岩稜会の見解並びに告訴当日篠田氏が新聞記者に対しこれらの疑惑を解消されなかったかから以上のことを事実と確認し、このような公共のための重大な疑惑が解決されずにほうむられることは黙視しがたいとして正しい解決をうながす意味であつたように大々的にとり上げられたものと考え、我々は新聞社が告訴を取上げたことを別に不祥事とは考えませんが何か別の考へ方がおあり存のか御

説明をお願いします。又貴殿は早く良識ある態度に出るようにとの御言葉であります。現在元マナスル隊長をはじめ奥に多くの人がこの事件の社会的重大性を信じ、これが正しい解決を頼ってみえる以上以上の態度が解決されずに単に岩稜会の騒ぎということのみで事態をおさめることには賛成しません。まず以上の諸侯について解決されるのが先決と考えます。我々は貴殿が藤田先生と師弟の固執であるという御立場には衷心より御同情申し上げますが、今や社会正義確立の爲め正しい御努力をしていただくことを御願ひ申し上げるのみであります。換言すれば、この事件の最上の解決は今や藤田氏がお気の毒だとか墜死した犠牲者やその遺族がうらみをもっているなど、いうことを考えないですべて公益のため社会秩序維持のため大衆の將來の幸福のためにのみ論ぜられる以外には求められないと考えます。

そのためにはすべての関係者は謙虚に努力し、話し合い、人間としてなす必要のあることは卒直になさるべきと考えます。そうなればこの事件はむしろ明日の社会を明朗化するための誠に貴重経験となつて生きるとの考えるのであります。併しながらこの事件はこれまでの経過から考えて日本人にとって最も不幸な結果にみちびかれてゆく可能性が強いように思はれます。それは生命を守るべき大衆にとって最大の道徳がこのように明快な政党的色のつかぬスポーツという純粹の領域から生れた私情のない大きな努力によつても遂にやむやみにむり去られてしまふ可能性があるからであり、一方この様な力即ち金の力が学者という客観性を手の中に入れるときにはいかなる正義の努力も空しく大衆はその暴力の膝下に屈せざるをえないということを証明することになりかねないと思ひます。しかして今後この様な種類の不正は安心して益々大手をふつて行われることが予想されるからであります。この様な事態になればこの事件は日本の不祥事件として進展し世界の人の笑ひとなり、それこそ最大の不幸な出来事となつてゆくであろうことが想像されるのであります。貴殿には何卒これらの点をお考へになつて関係者の謙虚な御努力により最上の解決を目指して明るい結末がつけられるよう御尽力あられんことを衷心お祈りするものであります。

昭和三十一年十一月十一日

三重県山岳連盟